平成２１年（フ）第９７０２号
大阪府門真市新橋町３番２―905号
債務者　小松　滋子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７０４号
大阪府摂津市庄屋２丁目１番36号
債務者　藤原多美子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７１０号
大阪府守口市平代町12番10号
債務者　原　　章
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７１１号
大阪府守口市平代町12番10号
債務者　原　　和子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７１４号
大阪市平野区喜連西４丁目６番64―605号
債務者　宮地　太志
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２８号
青森県八戸市大字中居林字道合15番地、前住所青森県八戸市南類家１丁目２番21号
債務者　木村　咲子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
福島県会津若松市馬場本町１番28号　コーポラス白馬206号室、前住所福島県喜多方市字寺南2628番地11
債務者　仲村佐江子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第５４０号
埼玉県羽生市大字砂山91番地　羽生園
債務者　名雲　勝江
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１３９号
千葉県木更津市朝日２丁目１番32号
債務者　山田　雅一（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１５５号
千葉県袖ケ浦市川原井1869番地３
債務者　廣澤　禮子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第６０７号
石川県河北郡津幡町字川尻タ81番地
債務者　廣井　真澄
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６１８号
金沢市新保本３丁目139番地　シルキーハウスⅡ　102号
債務者　上野由香里
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６１９号
金沢市窪１丁目199番地13
債務者　坂野　千春
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２１０５号
名古屋市北区杉栄町４丁目83番地の９　ミズノハイツ202号
債務者　中村サービスこと　中村　力男
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４００号
名古屋市昭和区川名本町３丁目38番地
債務者　境　　雅一
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５９号
兵庫県丹波市市島町東勅使548番地
債務者　塚脇　秀治
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
香川県東かがわ市三本松539番地１
債務者　**楽**島　洋子（旧姓山野）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４０４号
香川県さぬき市志度886番地
債務者　塩谷　浩之
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係